

後援名義事務の変更点

資料 17

	要綱 改正前	要綱 改正後
区分	(1) 後援: 無料の催し物 他市町の後援があれば有料での後援も可 (2) 推薦: 有料の催し物 ※ 申請書受付時に申請区分を確認する。	(1) 後援: 教育的見地から奨励することのできる催し物 (2) 推薦: 推薦するにふさわしいと認める催し物 ※ 内容を審査し、後援か推薦かを教育長が判断する。
事務担当部署	催し物の内容に最も近い業務を担う課が申請書を受理する。	受理・審査事務は教育総務課が一括して行う。 ただし、必要に応じ担当課に意見を求める。
定例教育委員会での扱い	新規申請: 一つ一つを定例教育委員会に諮り、認否を決定。 継続申請: 教育長が専決した催し物について、定例教育委員会で報告。	継続か新規かに関わらず、原則として教育長が認否を決定。 定例教育委員会では、教育長が認否を決定した催し物を一覽にまとめ、教育総務課から概要を報告する。
実績報告書提出期限	事業完了後10日以内	事業完了後30日以内
追加事項		(1) 承認しない場合に関する条文を追加 (2) 後援等の効力を失う場合の条文を追加

長久手市教育委員会の後援及び推薦に関する審査要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、教育、学術、文化又はスポーツに関する事業を実施する団体の活動に対し、長久手市教育委員会（以下「委員会」という。）が後援又は推薦（以下「後援等」）を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(区 分)

第2条 前条に規定する後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援 委員会が教育的見地から奨励することのできる催し物。
- (2) 推薦 委員会が推薦するにふさわしいと認める催し物。

(申 請)

第3条 催し物の後援等を受けようとする者は、申請書（様式1）に審査に必要な書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 手続に関する事務は、教育総務課で行うものとする。

(審 査)

第4条 委員会は、前条の申請を受けたときは、次条の基準に従い審査を行うものとする。

2 審査は、教育長が行うことができる。

3 教育長は、前項の規定により審査を行った場合は、その結果を次の委員会に報告しなければならない。

(審査基準)

第5条 委員会が後援等を承認できる催し物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、県又は地方公共団体が主催（共催）するもの
- (2) 催し物の内容、入場料、会場等が適当であると認められるもの
- (3) 過去に委員会が後援し、相当の効果を挙げた実績のあるもの

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、後援等を承認することができない。

- (1) 営利又は商業的宣伝を目的とする行事であると認められるも

の

- (2) 特定の目的を持った政治活動又は宗教活動であると認められるもの
- (3) 公安又は風俗を害するおそれがあるもの
- (4) 社会的悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 暴力団又は暴力団員と関わりがあると認められるもの
- (6) 地域が限定されており、市民を対象としていないもの
- (7) 存在及び組織が不明確で、事務遂行能力が十分あると判断できないもの
- (8) その他適当でないと認められるもの

(決 定)

第6条 審査の結果、前条に規定する基準について支障がないと認められるものについて、後援等を決定するものとする。

(通 知)

第7条 前条の規定により、後援等の承認を決定した場合には、名義使用通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

2 後援等の承認をしなかった場合には、名義使用通知書（様式3）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

策8条 前条の承認を受けた者は、事業完了後30日以内に事業実績報告書（様式4）を委員会に提出しなければならない。

(審査の内容)

第9条 審査の内容については、委員会の報告以外は公表しないものとする。

(後援等の方法)

第10条 後援等の方法は、催し物について後援等を決定したつど、委員会が定めるものとする。

(効 力)

第11条 催し物の内容が変更された場合は、該当決定の効力は失われるものとする。

2 催物の内容等が申請内容と相違すると認められた場合又は第4条に規定する審査内容と相違し後援又は推薦を行う事業としてふさわしくないと認められた場合は、当該決定の効果は失われるとともに、当該団体に対する今後の後援等を行わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、後援等の審査について必要な事項は委員会で定める。

附 則

この要綱は、昭和62年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。